

奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画（第1回変更）（案）に係るパブリックコメントの結果について

案件名：奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画（第1回変更）（案）

募集期間：令和7年7月1日～令和7年7月31日

意見件数：2件 延べ2件

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>ツキノワグマの生息数が増加していないのに、人間との軋轢が生じるのは、防除策の不徹底が原因であり、奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画において、管理重視(第二種特定鳥獣)の対象鳥獣にツキノワグマを追加する必要はない。</p>	1	<p>個体数水準の基準となる個体数は「平成4年度クマ類の生息実態等緊急調査報告書」で示された推定生息数がベースとなっており、紀伊半島の地域個体数水準は150頭とされてきました。しかし、R5～6年の調査では平均467頭となったこと、目撃情報の増加、人身被害の発生等から、第二種特定計画を作成したところでは、積極的に行うものではなく、集落及び集落周辺ゾーンに出没した個体のみ捕獲するものです。また捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県と和歌山県と連携を密にして、推移を注視してまいります。</p>
<p>P23の第六 特定計画の作成に関する事項 2 対象鳥獣 (2) 第二種特定計画の11行目～19行目の前段と後段で因果関係が成立していない。 ツキノワグマを管理の対象とすることの理由に全くなっていない。</p>	1	<p>前段に、「しかし、一方で、その生息域が人間の生活・生産活動の場と重複しているため、人身被害や林業被害など様々な軋轢を生じさせており、いかに人間とツキノワグマの適切な関係を図るかが課題となっており、適切な管理を求められている。」とし、対応策として「管理を前提とした第二種特定計画を策定し、保護及び管理を行う」と記載しております。</p>